

「診療・検査医療機関」の皆様へ

(R5年度)ゴールデンウィークの発熱患者等の診療及び検査体制確保にご協力ください！

ゴールデンウィーク（4月29日・30日、5月3日～7日）に、発熱患者等に対し診療及び検査体制を確保いただいた「診療・検査医療機関」に、東京都が「協力金」を支給します。

【福祉保健局HP「ゴールデンウィークの診療・検査体制の確保について」】

(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/corona_portal/iryokikan/gw-iryokikan.html)



◆対象医療機関

東京都の指定を受けた「診療・検査医療機関」

指定を受けていない場合は、**事前に以下の「申請サイトリンク」から新規申請をお願いします。**

<https://tkp-srv7.com/fukuhokenkyoku/shinsei2021/>

福祉保健局HP「診療・検査医療機関について」ページに本サイトのリンクがあります。

なお、新規申請は**4月18日（火）までに必ず行ってください。**

新規申請と別に**ゴールデンウィークの登録についても忘れずをお願いします。**



◆支給額

1日1ラインにつき最初の4時間で15万円、4時間以降は1時間当たり37,500円。

1日2ラインまで対象。1日1ラインで4時間に満たない場合は支給対象外です。

◆支給要件等

① ゴールデンウィークの診療検査体制を、「診療・検査医療機関の指定申請」サイトで事前登録してください。事前登録がない場合は、支給対象になりません。

<https://tkp-srv7.com/fukuhokenkyoku/shinsei2021/>

登録期間：4月10日（月）9時～4月19日（水）17時まで（厳守）

締切後の登録はできません。登録フロー等は、3ページをご覧ください。

実績報告時に日数追加及びライン追加をすることはできませんのでご注意ください。



② 4月29日（土）・30日（日）、5月3日（水）～7日（日）の間、**診療・検査医療機関として最低1日以上発熱患者等の診療及び検査をする体制を確保してください。**

○発熱患者等専用（時間又は空間の分離）の診察室を設けてください。

○患者の検体採取を自院で行い、検査結果を電話やメール等で速やかに患者へ通知してください。

検体の検査は外部委託でも問題ありません。検査結果の連絡が翌日以降や休診日等になるのに備え、

事前に患者の電話・メール・FAX等の連絡手段を確認し、迅速に検査結果を連絡してください。

○受付時間外に相談があった場合は、診療時間中にできる限り診療いただくか、他院を紹介する等、当日中の対応をお願いします。

③ 自院患者のほか、**東京都発熱相談センターや都内保健所等からの紹介、都HPを見て受診を希望する発熱患者等についても、診療等を行ってください。**

○事前登録いただいた情報は都福祉保健局HP上で公表し、保健所等にも情報提供します。

④ 専用の診察室で医師等の必要な従事者が実際に勤務した時間が支給対象です。**オンコール体制で待機中の時間や仮眠の時間は対象となりません。**

○外来の診療及び検査が支給対象であり、訪問診療をした時間は対象となりません。

○オンライン診療を実施する場合でも、発熱外来専用の診察室を用意し、医師が医療機関内で勤務した時間が支給対象となります。

⑤ **医師の勤務間インターバルを9時間以上確保してください(同一医師の1日の連続勤務時間は15時間までとします)。**

同一医師の前日の診療終了時刻から翌日の診療開始時刻の間隔を9時間以上としてください。

⑥ 担当医師として登録する医師は、保険医療機関として地方厚生局に届出られている勤務医数の範囲で登録してください。

届出事項の変更が必要な場合は、必要な手続きを行ってください。

⑦ 区市町村の委託で休日診療をしている場合、当該休日診療とは別に体制を確保した場合に限って本事業の対象になります。

⑧ 事前に近隣の調剤薬局と営業日時等を調整し、連携する薬局を登録してください。24時間体制を確保する医療機関は、24時間対応する調剤薬局の確保をお願いいたします。

院内処方も可能です。

なお、調剤薬局の年未年始の調剤体制支援については、別途薬局あてお知らせします。

◆**審査確認事項**

① 事前申請の内容について、誤りがないか電話確認をさせていただくことがございます。

② 診療・検査体制を確保しているか、事業実施期間中に確認させていただくことがございます。

③ 実績報告の内容について、確認のため根拠資料の提出等を求めることがございます。

④ 実績の確認ができない場合、協力金の支払いができないことがございます。

⑤ 既に協力金の支給を受けていても、その内容に誤りがある場合は、協力金の全部又は一部を返還いただくことがございます。

ゴールデンウィークに診療を行う診療・検査医療機関の 登録・協力金の支給フロー

各医療機関

東京都にゴールデンウィークの診療時間等を登録



診療・検査医療機関の指定申請サイトの「ゴールデンウィークの申請受付」ボタンから登録（受付期間：4/10（月）9時～4/19（水）17時）
受付期間後の登録はできませんので、ご注意ください。

東京都

登録完了後に通知を送付



登録完了メールにより医療機関に、登録完了をお知らせ
（実績報告方法が記載されていますので、保存してください。）
本メールが登録済みの証明にもなります。1日経っても届かない場合は
必ずお問い合わせください。登録が完了していない可能性があります。

各医療機関

登録通知メールの受領を確認

**GW4月29日(土)～30日(日)・5月3日(水)～7日(日)
発熱患者等の診療・検査を実施**

【5月8日（月）9時～】協力金の申請（実績報告）

- ①登録完了メールを参照し、「実績報告」を「診療・検査医療機関の指定申請サイトからweb上で提出する
↓実績報告受付メールが届く（郵送様式のデータ付）
- ②メールで届いた各種必要書類を郵送する

web提出期間：5/8（月）9時 ～ 5/31（水）（予定）



東京都

実績報告内容を審査・決定



「協力金」を支給

各医療機関

協力金を受領

登録方法の詳細は「ゴールデンウィークの診療検査体制 web登録手順」をご覧ください。

【問い合わせ先】 東京都福祉保健局感染症対策部事業推進課
感染症医療整備担当
直通電話 03-5320-4179

GWの診療時間を登録

「協力金」を申請・受領